高教組速報

長崎高教組 長崎市中川2丁目2-5 TEL (095) 827-5882

2019 年度

第6号

2019年11月19日 文責 寺田 杉

第4回確定交渉(11/18)

臨時的任用職員に扶養手当を支給すると回答

高教組は11月18日、19確定交渉の第4回交渉を行いました。交渉には高教組から鍛治委員長他5人が、県教委から上原教職員課長・本村人事管理監他6人が参加しました。交渉の冒頭、「重点要求署名」79筆(累計2173筆)を鍛治委員長が県教委に追加提出しました。

高教組の要求を反映し次の3点を回答

- 〇住居手当について 1 年間の経過措置
- 〇臨時的任用職員に扶養手当の支給
- 〇教職員の負担軽減に向けた効果的な取組事 例を県立学校に文書で提示

今年度の確定交渉の最後となる今回の交渉で、県教 委は「これまでの議論を踏まえ、検討した結果」として、 以下の3点について回答を行いました。

- ①住居手当の経過措置について、手当額が1000円を超えて減額となる職員について、20年度1年間は19年度3月31日に支給されていた当該住居手当の額から1000円を控除した額の住居手当を支給する。
- ②臨時的任用職員について、20年4月1日から正規 職員と同様に扶養手当を支給する。
- ③県立学校の教職員の負担軽減に向けた効果的な取 組事例を、県立学校に提示し、教職員の長時間労働 の縮減に努める。

今年度の確定交渉では臨時的任用教職員の待遇改善 と長時間労働の是正を重点要求としていました。ここ数 年の課題であった扶養手当の支給と長時間労働是正の ための効果的な取組事例の学校への提示は、高教組の要 求を反映したものとなりました。

しかし「空白の1日」の解消と「給与の上限撤廃」に ついて前進ある回答はありませんでした。

高教組:「教育長の『大胆な業務の削減をすべき』がきちんと学校に伝わる文書に」

県教委が「負担軽減の効果的取組事例」を文書で提示すると回答したことに、高教組は池松教育長が言った

「大胆に業務削減をすすめないといけない」が現場にき ちんと伝わるような文書を出すべきと求めました。今、 求められるのはスクラップをどうするか、こういう形で 業務削減ができないのかが前面にでるような文書が必 要だと要求しました。県教委は「時間管理の部分と業務 の削減の部分と両方併行してやることが大切、業務の負 担の軽減について、一気にやれることと丁寧に時間をか けて協議をしてやる部分がある。」「(業務削減を)一気 に提示する場面も必要だが、丁寧にしたい。せっかく業 務を削減するのであれば、学校に効果的で生徒にも教育 的効果が落ちたりしないようにしていきたい。検討して いく時間をほしい。」としました。高教組は現場の議論 とかみ合うように少なくとも、来年度の学校行事を検討 する時期までに文書を出すことを求めました。

高教組:「学校説明会等は勤務時間外の回数を

控えるよう県教委は指導すべき」

県教委:「回数や時間の短縮、勤務時間内に収 まるような工夫は必要」

高教組は、生徒募集等の勤務時間外の業務を「割り振り変更」にすることを強く求めました。県教委は「振り替え」が可能かどうか、他県の状況もあわせながら時

間をかけて研究していく課題とし、併行して働き方改革、 業務削減をすすめていきたいとしました。高教組は「す ぐに『割り振り』ができないなら、勤務時間外にやる回 数を控えてください、また回数が適切なのか検討してく ださいということを県教委は指導すべき」と要求しまし た。県教委は「回数や時間の短縮、勤務時間内に収まる ような工夫は働き方改革と併行してやらないといけな

今年度の確定交渉では扶養手当の支給の大きな前進がありました。「重点要求署名」にご協力いただきありがとうございました。

い」と回答しました。

教職員の要求実現のためあなたも高教組へ